

# 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
1	申請	認定農業者でないと申請できませんか。	認定農業者などの要件はありません。公募要領に記載のとおりです。
2	申請	1回の申請につき、1機種1台のみですか。	1機種1台に限定しておりません。複数機種、複数台の導入も対象とします。 【例】田植機（500万円）と水田抑草ロボット（30万円）を導入する場合、補助金額は159万円（500万円+30万円=530万円×3/10=159万円）となります。
3	申請	1台当たりの最低購入価格はありますか。	最低購入価格は設けておりません。
4	申請	見積書は複数の業者から取得し、提出する必要がありますか。	1社の見積書のみでよいです。
5	補助対象事業	発注（契約）は令和8年2月2日以前であるが、納品が令和8年2月2日以降の場合は対象となりますか。	発注（契約）が令和8年2月2日以前の場合、対象となりません。
6	補助対象事業	中古品は対象ですか。	対象とします。ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう）が4年以上残っているものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）とします。
7	補助対象事業	補助対象となる農業用機械はどのようなものがありますか。	トラクター、田植機、コンバイン、それらのアタッチメント（ロータリー、ハロー、ブロードキャスター、畦塗機など）、乾燥機、農業用ドローン、水田除草機、水田抑草ロボット、園芸用収穫機などが補助対象となります。なお、導入予定の農業用機械等が補助対象となるか判断がつかない場合は、お問い合わせください。

# 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
8	補助対象事業	補助対象外となる機械はどのようなものですか。	軽トラック、除雪機、フォークリフト、倉庫など農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象外です。農業用ビニールハウスも対象となりません。
9	補助対象事業	既存機械（同種・同規模・同効用）の更新も対象となりますか。	対象とします。
10	補助対象事業	従業員等の事務所を整備（トイレ改修など）することは対象になりますか。	対象になりません。
11	補助対象事業	下取値引きがある場合、補助対象経費はどのように記載すべきか。	補助対象経費は、下取値引きを含めません。具体的には、購入金額300万円、下取値引き50万円、見積金額250万円の場合、補助金交付申請額は90万円（300万円×3/10）となります。
12	採否・ポイント・配分基準表	有機栽培は、有機JAS認証を取得する必要がありますか。	有機JAS認証の取得までは求めません。有機JAS認証を取得する栽培（転換期間中含む）、栽培期間中無農薬無化学肥料栽培を対象とします。
13	採否・ポイント・配分基準表	有機栽培で使用できる資材等はどのようなものがありますか。	農林水産省ホームページに掲載されている「有機資材リスト掲載一覧表」を参照願います。
14	採否・ポイント・配分基準表	「令和8年度に市で実施予定の有機栽培（水稻）に関する研修会等に参加する。」について、研修会はどの程度開催される予定ですか。また、すべて参加する必要がありますか。	開催時期、内容、回数は未定です。複数回開催された場合、すべてに参加することを求めています。特段の事情がある場合、考慮いたします。

# 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
15	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「その他」とは具体的にどのようなものですか。	大豆、麦などです。なお、枝豆は「園芸」に含めます。
16	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「スマート農業用機械」はどのようなものが対象ですか。	<p>農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資する機械を対象とします。なお、導入予定の農業用機械等がスマート農業用機械に該当するか判断がつかない場合は、お問い合わせください。</p> <p><b>【スマート農業機械の例】</b></p> <p>ロボットトラクター、自動操舵システム、抑草ロボット、農業用ドローン、水管理システム、ハウス等環境制御システム、経営・生産管理システムなど</p>
17	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「就農して間もない者（就農してから3年未満）」とは具体的にどのような者を対象としていますか。	<p>経営開始3年目までの者を対象としています。例えば、親から事業継承により就農し、3年未満の者も含まれます。その際、の注意点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親から事業承継する前に、農業所得（専従者給与含む）を得ている場合は経営開始していると判断します。</li> <li>・農地の所有者（または耕作者）が親のままで、農業に従事している方は、対象としません。</li> <li>・農業委員会に「農業経営者変更届」を提出し、経営者を変更した方は対象とします。</li> </ul>

# 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
18	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「モデル事業」とは具体的にどのようなものですか。	<p>新たな栽培技術（乾田直播、初冬直播など）に取り組む、分散された農地を農地の交換等により集約化（1ha以上に団地化）させる、新品種を導入する（導入した時点でありふれた品種ではないこと）、などの取組みを想定しています。</p> <p>なお、農地の集約化については、令和7年と令和8年を比較、または、令和8年と令和9年を比較して、集約していることを求めます。</p>
19	採否・ ポイント・ 配分基準表	温室効果ガス削減見える化とは何ですか。	<p>農林水産省は、みどりの食料システム戦略に基づき、生産者の環境負荷低減の取組を評価し、星の数で分かりやすく伝える「見える化」を推進しています。</p> <p>「見える化」では、「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全」の取組を分かりやすく等級ラベル（愛称：みえるらべる）で表示することで、生産者の環境負荷低減の努力が消費者に伝わり、農産物を選択できる環境づくりを進めています。化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭の施用量、水田の水管理などの栽培情報を用いて、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。</p> <p>対象品目は、米、野菜、果実、いも類、茶の23品目であり（令和7年3月時点）、米については、生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。詳しくは、農林課までお問い合わせください。</p>
20	採否・ ポイント・ 配分基準表	導入予定の機械と取組項目は関連性がないと申請できませんか。	<p>関連性は求めません。取り組める項目すべて記載することができます。</p>

# 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
21	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「作付面積の拡大」について、考え方を教えてほしい。	複数の取組みを可とします。なお、有機栽培の拡大面積は前段取組項目の内数でもよいです。例えば、水稻の経営面積を5ha拡大させ、そのうち有機栽培を0.2ha拡大させる場合、3ポイント+5ポイント=8ポイントとなります。
22	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「農業研修生を受け入れる」とは具体的にどのようなことですか。	地域おこし協力隊の受入れなどを想定しています。
23	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「農業版BCP」とは何ですか。	農業版BCPとは、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものです。農林水産省ホームページ「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」を参照してください。農林水産省では、農業版BCPに取り組む場合、当省庁の補助事業において採択時にポイント加算を措置しています。
24	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「国県補助事業の活用」について、市を経由しないで国が事業者に対して、直接補助するものも含まれますか。	含みません。市を経由して間接的に事業者に補助するもの（間接補助）を活用していない場合、ポイントの配分の対象とします。
25	採否・ ポイント・ 配分基準表	配分基準表の「堆肥の散布」について、「阿賀野市で製造された堆肥」とは具体的にどのような堆肥ですか。	「阿賀のたいひ」「ゆうきの子」を対象とします。

# 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
26	採否・ポイント・配分基準表	配分基準表の「堆肥の散布」について、散布量10%増加でも構いませんか。	散布面積を10%以上拡大することが適当でない場合、散布量10%以上拡大でもポイントの配分の対象とします。
27	採否・ポイント・配分基準表	配分基準表の「堆肥の散布」について、令和8年産用に、秋散布した場合の考え方を教えてほしい。	令和7年産（令和6年秋散布）と令和8年産（令和7年秋散布）を比較して10%以上拡大していれば、ポイントの配分の対象とします。また、令和8年産（令和7年秋散布）と令和9年産（令和8年秋散布）の比較でも構いません。
28	採否・ポイント・配分基準表	配分基準表の「堆肥の散布」について、最低散布量はありますか。	10aあたり500kgを最低散布量とします。
29	採否・ポイント・配分基準表	配分基準表「ふるさと納税」について、他の提供事業者の返礼品セットに自分自身の商品を提供している事業者も含まれますか。	対象とします。ただし、提供していることがわかる書類が必要です。例えば、返礼品を紹介したサイトに提供事業者名が記載されているなどです。
30	実績報告	令和9年3月31日までに事業が完了（実績報告書を提出）できなかった場合、どのようになりますか。	<b>補助金を交付することはできません。</b> 申請する際は、農業用機械等の納品可能時期を十分確認してください。

## 阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金

### よくあるご質問

No	分野	質問	回答
31	実績報告	配分基準表に記載された取組項目を実施する旨申請し採択されたが、結果、取り組めなかった（実現できなかった）場合、補助金は交付されませんか。	特段の事情がない限り、 <u>補助金は交付されません。</u>
32	実績報告	導入した機械は事業完了期日（令和9年3月31日）までに使用する（稼働させる）必要がありますか。	使用する（稼働させる）必要があります。ただし、特段の事情がある場合は考慮します。
33	申請	令和8年度に「新潟県農林水産業総合振興事業」を活用していますが、申請できますか。	申請できません。令和8年度において、農業用機械の導入に対する国及び県補助制度を活用していないことが申請の条件となります。なお、当事業に採択された者は、令和9年度に国及び県補助制度（市を経由する間接補助のみ。例えば、新潟県農林水産業総合振興事業）を活用することはできません。